

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
5. 生活環境			
(1) 住宅の確保	5-(1)-1	公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。	国土交通省 <p>○公営住宅については、バリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 【公営住宅の供給実績】 (平成24年度) (平成25年度) 約1.5万戸 約1.6万戸</p> <p>○公営住宅において、障害者の地域における自立生活の支援等の観点から公営住宅法第45条第1項においてグループホームとして使用することが可能。 【公営住宅のグループホーム等への活用実績】 (平成24年度) (平成25年度) 932戸 集計中 ※平成27年4月頃</p>
	5-(1)-2	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。平成19年法律第112号）に基づき、賃貸人、障害者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。	国土交通省 <p>○障害者世帯を含む住宅の確保に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体・不動産関係団体・居住支援団体が連携し、住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会※」を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供や一般財団法人高齢者住宅財団による家賃債務保証制度の紹介など、地域の実情に応じた活動を行っているところであり、これらの取組みに対する支援を実施。 ※H25年度末時点 42協議会（道県単位：31、区市：11）が設立</p>
	5-(1)-3	障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。	厚生労働省 <p>○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を含む）により、福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付等事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>
			国土交通省 <p>○障害者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を整備することを目的として、民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等について支援を実施。</p> <p>○ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われる住宅のバリアフリー改修等について支援を実施。</p>
	5-(1)-4	障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム、ケアホームの整備を促進するとともに、その利用の促進を図る。	厚生労働省 <p>○障害福祉計画に基づき、グループホーム・ケアホームの計画的な整備を推進。</p> <p>○社会福祉施設等施設整備費補助金により整備にかかる経費の一部を補助。</p>
	5-(1)-5	グループホーム、ケアホームに入居する障害者が安心して生活できるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。	厚生労働省 <p>○社会福祉施設等施設整備費補助金により、建築基準法、消防法の基準に適合させるために必要な改修整備や消防設備の設置費用の一部補助を実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	5-(1)		国土交通省 ○高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化の割合は、5年に1度の調査により把握。 【一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合】 （平成20年度）（平成25年度） 37% 集計中 ※平成27年度 【高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合】 （平成20年度）（平成25年度） 9.5% 集計中 ※平成27年度 ※一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当 ※高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当 （総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計）
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等	5-(2)-1	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。	国土交通省 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、バリアフリー化の目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した「移動等円滑化の促進に関する基本方針（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）」に基づき、公共施設等のバリアフリー環境の整備を推進。 ○公共交通機関におけるバリアフリー化の状況 ・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設 （平成24年度末）（平成25年度末） 【鉄軌道駅】 81.8% 83.3% 【バスターミナル】 82.7% 82.0% 【旅客船ターミナル】 87.5% 87.5% 【航空旅客ターミナル】 84.8% 84.8% 【転落防止のための整備を設置している駅】 3,356駅 3,400駅 【内、ホームドアを設置している駅】 564駅 583駅 ・車両等 （平成24年度末）（平成25年度末） 【鉄軌道車両】 55.8% 59.5% バス車両 【ノンステップバス】 41.0% 43.9% 【リフト付きバス】 3.6% 3.9% 【福祉タクシー】 13,856台 13,978台 【旅客船】 24.5% 28.6% 【航空機】 89.2% 92.8%

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況																											
			<p>○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制、融資等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>○平成25年6月「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの連続性確保に関する記載の充実 ・エレベーターに関する記載の充実 ・車両整備のあり方の具体的な記載を追加 <p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験や障害当事者から日常生活等について直接話を聞くこと等が出来るバリアフリー教室を開催。</p> <p>(平成24年度末) (平成25年度末)</p> <p>バリアフリー教室開催 218回 236回</p>																											
5-(2)-2	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。	国土交通省	<p>○平成25年6月「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報提供等の具体的な考え方」の追加 ・音声・音響案内に関する記載の充実 <p>・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち、文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている旅客施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成24年度末)</th> <th>(平成25年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道駅】</td> <td>59.3%</td> <td>62.3%</td> </tr> <tr> <td>【バスターミナル】</td> <td>61.5%</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船ターミナル】</td> <td>22.2%</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>【航空旅客ターミナル】</td> <td>97.0%</td> <td>97.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている車両等（航空機は座席数が30以上の機体が対象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成24年度末)</th> <th>(平成25年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道車両】</td> <td>59.6%</td> <td>60.9%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船】</td> <td>30.7%</td> <td>34.4%</td> </tr> <tr> <td>【航空機】</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		(平成24年度末)	(平成25年度末)	【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%	【バスターミナル】	61.5%	60.0%	【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%	【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%		(平成24年度末)	(平成25年度末)	【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%	【旅客船】	30.7%	34.4%	【航空機】	100%	100%
	(平成24年度末)	(平成25年度末)																												
【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%																												
【バスターミナル】	61.5%	60.0%																												
【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%																												
【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%																												
	(平成24年度末)	(平成25年度末)																												
【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%																												
【旅客船】	30.7%	34.4%																												
【航空機】	100%	100%																												
5-(2)-3	交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。	国土交通省	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、交通事業者において職員を対象とした研修等による教育訓練を実施																											
5-(2)-4	従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し個別的な輸送を提供するスペシャル・トランスポート・サービス（STS）について、地方公共団体を含む関係者間の連携の下、その普及拡大に向けた取組を進める。	国土交通省	○障害のある人等の輸送をより便利にするため、地域公共交通確保維持改善事業により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど、福祉タクシーの普及促進を図る。																											

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進	5-(3)-1	バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。	国土交通省 <p>○不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で2,000m²（公衆便所は50m²）以上のものを新築、増築、改築、用途変更する際にバリアフリー対応を義務化。 【一定の建築物のバリアフリー化率】 （平成24年度）（平成25年度） 52% 54%</p> <p>○地方公共団体におけるバリアフリー法に基づく条例付加状況を調査し、とりまとめた結果を国土交通省ホームページにて公表。 （参考） 19地方公共団体にて条例付加を実施（平成26年3月現在）</p>
	5-(3)-2	窓口業務を行う官庁施設について、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。	法務省 <p>○窓口業務を行う法務局庁舎において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、エレベーターの設置等高度なバリアフリー化を推進し、また庁舎新営に当たっては、同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準を満たす整備を推進している。</p>
			国土交通省 <p>○窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。</p>
	5-(3)-3	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。	国土交通省 <p>○高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる都市公園の整備を推進するとともに、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の支援期限を平成25年度末から平成30年度末に延長し、ユニバーサルデザインによる都市公園のバリアフリー化を一層推進。 ・都市公園におけるバリアフリー化比率 （平成24年度）（平成25年度） 【園路及び広場】 48% 集計中 【駐車場】 44% 集計中 【便所】 33% 集計中</p> <p>○治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進。</p>
5-(3)-4	日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。	経済産業省 <p>○ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについて、平成25年度までに36規格を制定した。</p>	

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	5-(3)		<p>農林水産省</p> <p>○「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。</p> <p>整備箇所数累計 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) 168か所 178か所 186か所 193か所</p> <p>(平成24年度) (平成25年度) 198か所 201か所</p>
			<p>国土交通省</p> <p>【一定の建築物のうち、誘導的なバリアフリー化率】 (平成24年度) (平成25年度) 12% 11%</p>
			<p>環境省</p> <p>○国立・国定公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施し、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進した。</p>
			<p>防衛省</p> <p>○飛行場等施設の周辺における良好な生活環境を確保するため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、附帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）</p> <p>○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付。</p>
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	5-(4)-1	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。	<p>国土交通省</p> <p>○地域包括支援センターや病院等の整備を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進している。</p> <p>○高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進するための先導的な住宅・まちづくり等の取組に対して支援を実施。</p> <p>○生活拠点の集約化については、高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを支援。</p>
	5-(4)-2	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を推進する。	<p>国土交通省</p> <p>○「バリアフリー法」に基づき歩行空間のバリアフリー化を推進。 【特定道路におけるバリアフリー化率】 (平成24年度末) (平成25年度末) 81% 83%</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況																		
		防衛省	<p>○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。</p>																		
5-(4)-3	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。	警察庁	<p>○主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成24年度末）</td> <td style="text-align: center;">（平成25年度末）</td> </tr> <tr> <td>整備数（累計）</td> <td style="text-align: center;">37,279基</td> <td style="text-align: center;">38,487基</td> </tr> </table> <p>・歩車分離式信号整備状況</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成24年度末）</td> <td style="text-align: center;">（平成25年度末）</td> </tr> <tr> <td>整備数（累計）</td> <td style="text-align: center;">7,311基</td> <td style="text-align: center;">7,986基</td> </tr> </table> <p>・音響式歩行者誘導付加装置整備状況</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成24年度末）</td> <td style="text-align: center;">（平成25年度末）</td> </tr> <tr> <td>整備数（累計）</td> <td style="text-align: center;">3,164基</td> <td style="text-align: center;">3,271基</td> </tr> </table> <p>※ いずれもバリアフリー対応型信号機の内数。</p>		（平成24年度末）	（平成25年度末）	整備数（累計）	37,279基	38,487基		（平成24年度末）	（平成25年度末）	整備数（累計）	7,311基	7,986基		（平成24年度末）	（平成25年度末）	整備数（累計）	3,164基	3,271基
	（平成24年度末）	（平成25年度末）																			
整備数（累計）	37,279基	38,487基																			
	（平成24年度末）	（平成25年度末）																			
整備数（累計）	7,311基	7,986基																			
	（平成24年度末）	（平成25年度末）																			
整備数（累計）	3,164基	3,271基																			
5-(4)-4	障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。	警察庁	<p>○信号灯器のLED化を推進。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成24年度末）</td> <td style="text-align: center;">（平成25年度末）</td> </tr> <tr> <td>整備数（累計）</td> <td style="text-align: center;">844,174基</td> <td style="text-align: center;">938,799基</td> </tr> </table>		（平成24年度末）	（平成25年度末）	整備数（累計）	844,174基	938,799基												
	（平成24年度末）	（平成25年度末）																			
整備数（累計）	844,174基	938,799基																			
5-(4)-5	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。	警察庁	<p>○最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行い、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出する「ゾーン30」について、平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標としており、平成25年度末までに1,111か所を整備。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成24年度末）</td> <td style="text-align: center;">（平成25年度末）</td> </tr> <tr> <td>整備数（累計）</td> <td style="text-align: center;">455か所</td> <td style="text-align: center;">1,111か所</td> </tr> </table>		（平成24年度末）	（平成25年度末）	整備数（累計）	455か所	1,111か所												
	（平成24年度末）	（平成25年度末）																			
整備数（累計）	455か所	1,111か所																			
		国土交通省	<p>○市街地等における生活道路の安全を確保するため、通過交通の抑制等 が必要な地区に対して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制や物理的デバイス等の道路整備等を実施する「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用の交通安全対策を推進した。</p>																		

Ⅲ 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成25年度推進状況
5-(4)-6	国土交通省	○平成23年度から平成25年度まで全国14箇所にて「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」を実施した。その成果等を踏まえ、バリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進するための「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（平成26年3月版）」を策定し、歩行空間ネットワークデータの簡易な整備手法も紹介した。
バリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進するため、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータの整備を促進するとともに、携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進する。		